



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月10日木曜日 第2240号外2

◇ 目 次 ◇ 告 示

土地区画整理事業の換地処分..... 1

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を
改正する規則..... 1

告 示

○愛媛県告示第149号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に

より、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所所長白石光治
から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成23年2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 土地区画整理事業の名称
今治広域都市計画事業今治新都市第2地区土地区画整理事業
- 2 施行区域
今治市高地町一丁目の一部、高地町二丁目の一部並びに阿方字
頭王、字牛ノ江、字春岡及び字滝宮の各一部
- 3 換地処分年月日
平成23年1月24日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月10日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地			別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地		
(1)～(4) 省略			(1)～(4) 省略		
(5) 今治警察署			(5) 今治警察署		
名 称	位 置	所 管 区	名 称	位 置	所 管 区
省略			省略		
駅前交番	今治市北宝来町三丁目	今治市のうち北宝来町一～四丁目、南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目、大正町一～七丁目、別宮町一～九丁目、南大門町一～四丁目、 <u>いこいの丘</u>	駅前交番	今治市北宝来町三丁目	今治市のうち北宝来町一～四丁目、南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目、大正町一～七丁目、別宮町一～九丁目、南大門町一～四丁目
省略			省略		
乃万駐在所	今治市延喜	今治市のうち延喜、山路、山路町一丁目、矢田、阿方、神宮、野間、宅間、 <u>しまなみの杜、しまなみヒルズ</u>	乃万駐在所	今治市延喜	今治市のうち延喜、山路、山路町一丁目、矢田、阿方、神宮、野間、宅間
省略			省略		
(6)～(16) 省略			(6)～(16) 省略		

附 則

この規則は、平成23年 2月11日から施行する。